

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月10日 11時00分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久慈港 久慈港諏訪下外防波堤灯台から真方位039°333m付近 (概位 北緯40°11.5′ 東経141°48.9′)
事故の概要	漁船第十八竜甲丸は、漂泊中、また、漁船第十五大生丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月19日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八竜甲丸、6.1トン IT2-8009（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第十五大生丸、4.9トン IT3-43922（漁船登録番号）、個人所有 第212-13692号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 操舵室上方のステン及び左舷ブルワークに破損、左舷外板に擦過傷等 B 右舷船首部外板に破口、凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、操業を終え、久慈港諏訪下外防波堤灯台北東方沖で機関のクラッチを中立として漂泊を開始した。 船長Aは、漂泊を開始した際に周囲に接近して来る他船がないことを確認し、前部甲板上で清掃していたところ、約3分後に突然の衝撃により転倒し、B船がA船の左舷側後部から前部甲板へ乗り切ったのを認めて衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、刺し網漁を終えて帰航中、船長Bが、操舵室内に立って船首方に航行の支障となる船舶がないことを確認し、約12～13ノットの対地速力として手動操舵により東進していた。 船長Bは、突然衝撃を感じ、A船との衝突に気付いた。 A船及びB船は、互いの損傷状況を確認後、それぞれ自力で岸壁に着岸した。 B船は、本事故当時、刺し網約40～50反を後部甲板上に積んで

	<p>おり、船首が浮上し、船首方に死角が生じていた。</p> <p>船長Bは、航行の支障となる船舶がないことを確認した後、約10分間、操舵室舷側の窓から顔を出すなどして船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。</p>
分析	<p>A船は、船長Aが、前部甲板上で清掃をしていて船尾方の見張りを適切に行っていなかったことから、船尾方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、船首方に航行の支障となる船舶がないことを確認した後、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が東進中、船長Aが、船尾方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。